

株式会社愛媛建築住宅センター 耐震評定業務規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社愛媛建築住宅センター(以下「センター」という。)が、建築物の耐震性の診断並びに耐震改修計画等の適正な評定を行う業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 依頼者が行った建築物の耐震性の診断並びに耐震改修計画等について、センターが評定(以下「評定業務」という。)を行い、「耐震評定書」(以下「評定書」という。)を交付する。ただし、紛争・訴訟に関する案件は取り扱わないものとする。

(評定業務を行う区域)

第3条 評定業務を行う区域は、愛媛県内とする。

(対象とする耐震診断及び耐震改修計画並びに構造種別)

第4条 評定業務の対象とする耐震診断及び耐震改修計画は、建築物、建築物の部分(以下「建築物等」という。)の耐震診断及び耐震改修計画とする。ただし、高さが60メートルを超える建築物等、特殊な改修方法を採用している等により、評定が著しく困難であるとセンターが認めるものについては、対象外とする。

2 評定業務の対象とする建築物等の構造種別は、原則として、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、木造及びこれらの構造を組み合わせた構造とする。

(評定委員会)

第5条 本規程に基づく審査等を行うため、愛媛建築住宅センター耐震評定委員会(以下「委員会」という。)を、センターに置く。

2 委員会には、事務局を置く。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、センターの本社に置く。

(委員の構成)

第7条 委員会の委員は、耐震評定業務に精通している大学教授等の学識経験者、構造関係識者等からセンターが選任した評定委員(以下「委員」という。)により構成する。センターの職員である委員の数は、半数未満とする。

2 委員会の委員長、副委員長は、委員の中からセンターが選任する。

3 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置くものとする。

4 委員数は、委員長を含め5名以上とする。

(委員の任期及び解任)

第8条 委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。

2 補欠又は、増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 センターは、委員が次のいずれかに該当する場合、その委員を解任する。

(1) 秘密保持義務違反等職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務を執行できないと認められるとき。

(専門委員)

第9条 センターは、本規程に基づく専門的な審査を行わせるため、構造関係識者等から専門委員を選任することができる。

- 2 センターは専門委員の中から、専門委員長を選任し、この者を委員とする。
- 3 専門委員の任期及び解任は、前条の委員を専門委員と読み替えて適用するものとする。

(委員会の開催)

第10条 センターは、建築物の耐震性の診断並びに耐震改修計画等について、評定の依頼があった場合、委員を招集し委員会を開催する。

- 2 委員会は、正副委員長1名以上と委員を加え総数3名以上で開催することができる。
- 3 センターは、必要に応じて専門委員に出席を要請することができる。
- 4 センターは、オブザーバーとして依頼者の出席を認めることができる。

(評定の依頼)

第11条 評定を依頼しようとする者は、次に掲げる図書をセンターが別に定める部数を提出するものとする。

- (1) 耐震評定依頼書(以下「依頼書」という。)
 - (2) 評定に必要な図書で、センターが別に定めるもの(以下「依頼図書」という。)
- 2 依頼者は、評定の過程において、センターが認める場合に限り、依頼者の都合により申請図書を補正又は追加することができる。

(評定の依頼の受諾)

第12条 センターは、評定の依頼が次の各号に該当することを確認できた場合、当該依頼を受諾するものとし、受諾書を依頼者に交付する。

- (1) 建築物等が、第3条に定める「評定業務を行う区域」に在すること。
 - (2) 建築物等が、第4条に定める「対象とする耐震診断及び耐震改修計画並びに構造種別」に該当すること。
 - (3) 依頼書及び依頼図書に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 依頼内容に明らかな瑕疵がないこと。
- 2 前項の受諾に際し、センターは、必要に応じ委員会の意見を聞くことができる。

(業務期日)

第13条 センターは、前条第1項の受諾日から6ヶ月を経過する日(以下「業務期日」という。)までに、評定業務を完了するものとする。ただし、依頼者が、第19条に定める手数料を指定の期日までに支払わない場合は、この限りでない。

- 2 センターは、依頼者と協議の上、前項の業務期日の変更をすることができる。

(技術審査)

第14条 センターが依頼を受諾した場合、委員会は、依頼書及び依頼図書に基づき、依頼者が準拠した「耐震診断の方法」に従って、技術的な審査を行う。

- 2 委員は、審査上必要があるときは、依頼者に次の事項を求めることができる。依頼者は、これに応じなければならない。
 - (1) 依頼図書を補正し、又は追加すること。
 - (2) 質問に対し文章で回答すること。
 - (3) 委員会に出席し、質疑に応答すること。
 - (4) 委員が現地調査を行うこと。
- 3 委員会は、評定業務が円滑に行えるように、委員又は専門委員に訂正された指摘事項の内容確認をさせることができる。

(評定の報告)

第15条 委員会は、依頼された耐震診断又は耐震改修計画が適切であると委員の合議により認め

た場合、「耐震評定報告書」(以下「報告書」という。)を作成してセンターに提出する。

- 2 委員会は、依頼された耐震診断又は耐震改修計画が適切であると委員の合議により認められなかった場合、その旨及びその理由を記した書面を作成してセンターに提出する。

(評定書等の交付)

第 16 条 センターは、前条第 1 項の報告書を受領した場合、評定書に次に掲げる図書を添付して、依頼者に交付する。

(1)報告書 1 部

(2)依頼図書の写し(補正又は追加があった場合は、補正又は追加後のもの) 1 部

- 2 センターは、評定の依頼が軽微な変更該当する場合は、前項の規定にかかわらず、報告書の作成及び添付を省略して、依頼者に評定書を交付することができる。
- 3 センターは、前条第 2 項の書面を受領した場合、通知書にその理由を記して、依頼者に交付する。

(評定の依頼の取下)

第 17 条 依頼者は、評定書又は通知書の交付前に、センターに評定の依頼を取り下げることができる。

(評定書等の再交付)

第 18 条 評定書の交付を受けた者は、センターに耐震評定書再交付依頼書を提出して、評定書及び報告書の再交付を依頼することができる。センターは、正当な理由があると認める場合、評定書及び報告書の再交付を行う。

(手数料の請求及び納入)

第 19 条 センターが別に定める耐震評定業務手数料規程に基づき、センターは依頼者に手数料を請求し、依頼者はセンターに手数料を納入するものとする。

(手数料の返還)

第 20 条 センターが収納した手数料は、返還しないものとする。ただし、センターの責に帰すべき事由により評定業務が実施できなかった場合は、この限りでない。

(秘密保持義務)

第 21 条 センターの役職員及び委員、専門委員並びにこれらの者であった者は、評定業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 センターは、依頼者の承諾のある事項、一般に公知である事項その他公表することが支障ないものを除き、依頼者から提出された資料その他評定業務に関する資料は、公表しないものとする。

(実施体制)

第 22 条 評定業務に従事するセンターの役職員及び委員、専門委員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正行為のないようにしなければならない。

- 2 評定業務に従事するセンターの役職員及び委員、専門委員は、自己が関係する個人、企業、団体等が申請する案件及び自らが設計、工事監理又は施工に係る業務を行う建築物等について、評定業務を行わないものとする。

(帳簿及び申請図書の保存)

第 23 条 センターは、次の事項を記載した帳簿を備え付け、センターが評定業務を廃止するまで保管するものとする(電子データによる管理を含む)。

- (1) 評定の依頼を受諾した年月日
- (2) 評定を依頼した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (3) 評定の種別

- (4) 評定の依頼を受諾した建築物等の名称、構造その他の概要、耐震診断の概要及び計算に用いたプログラムの名称
 - (5) 評定書又は通知書を交付した年月日
 - (6) 評定を行った評定委員の氏名
 - (7) 評定業務の手数料の額
 - (8) その他必要な事項
- 2 センターは、評定書を交付した場合、当該評定書の写し及び依頼図書を評定書交付後 15 年間、保存するものとする(電子データによる保存を含む)。
- 3 センターは、通知書を交付した場合、当該通知書の写し及び依頼図書を通知書交付後 15 年間、保存するものとする(電子データによる保存を含む)。

(規程の変更)

第 24 条 この規程の改変は、委員会協議の上、センターが了承した場合に行う。

(その他)

第 25 条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。